－ 消費者トラブル防止セミナー －

聞いて役立つ！
暮らしの法律講座

～民法改正で暮らしはどう変わるの？～

私たちの暮らしと法律は深く結びついています。

消費生活センターでは、知っていると役に立つ法律について学べる講座を開催します。今回は、日常生活の中で起こるトラブルとその対処法について、実際の事例をもとに、司法書士の先生から解説していただきます。また、日常生活の基本的なルールが定められた民法が120年ぶりに改正されました。改正民法のうち、特に知っておきたい点についてもお話いただきます。この機会にぜひ講座にご参加ください！

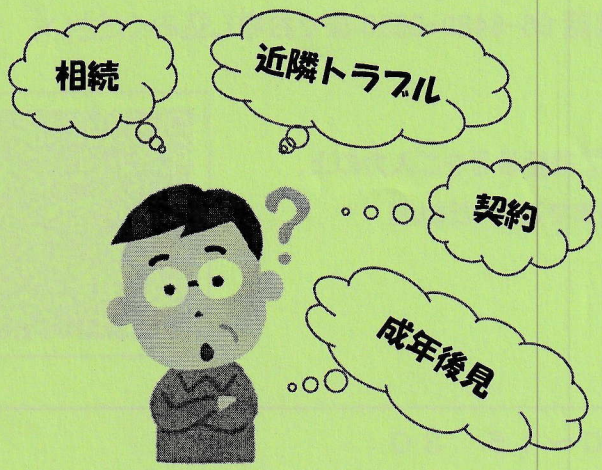

司法書士 大庭 義理氏　司法書士 大庭 清子氏
（立花駅前法務事務所）

日時　**令和３年３月26日(金)**
13:30～15:30

場所　尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホール
講師　司法書士　大庭義理氏・大庭清子氏

参加無料
定員50名

～お問い合わせ～　尼崎市消費生活センター　電話　06-6489-6690

会場　尼崎市立すこやかプラザ　多目的ホール

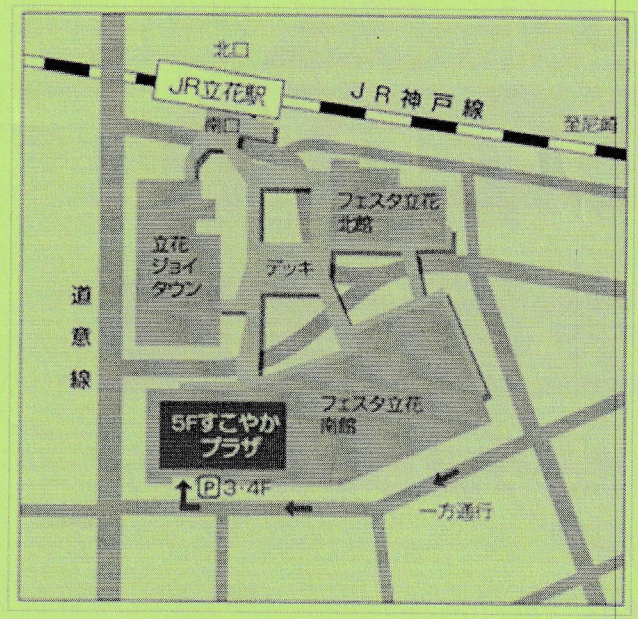

兵庫県尼崎市七松町１丁目３番１－５０２号
フェスタ立花南館５Ｆ

＜電車＞

■ＪＲ神戸線　立花駅
　改札を出て南へ徒歩３分
（立花駅よりウォーキングスルーで直結）

＜バス＞

■阪神バス尼崎市内線（幹線）
　〈14・15・30・47番〉 JR立花（上）

■阪神バス尼崎市内線（幹線）
　〈43・49・50番〉 JR立花（下）

お申し込みは、来所・電話・FAX・メールにて

◎電話でのお申込み
尼崎市消費生活センター（市役所中館8階）電話 06-6489-6690 までお申し込みください。

◎メールでのお申込み
件名に「法律講座申込み」、メール本文に、①氏名、②電話番号をご入力の上、
「 ama-moshikomi@city.amagasaki.hyogo.jp 」まで送信ください。

◎FAXでのお申込み
下記フォームをご利用ください。

講座名	３月２６日（金）　１３：３０～１５：３０ 「聞いて役立つ！暮らしの法律講座」 ～ 民法改正で暮らしはどう変わるの？ ～	
フリガナ		
お名前		
連絡先	電　話	
	ＦＡＸ	

FAX送信先　06-6489-6686